

秋田県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

令和8年4月28日

秋田県知事 鈴木 健 太

1 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	282号	鹿角郡小坂町小坂字濁川24番2地先から字岱42番3地先まで	9.10～15.60	0.280
	新	282号	鹿角郡小坂町小坂字濁川24番2地先から字岱42番3地先まで	9.10～25.60	0.280

2 供用開始の期日 令和8年4月28日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角市花輪字六月田1番地 秋田県鹿角地域振興局建設部企画・用地課
- (2) 期間 令和8年4月28日（火）から同年5月12日（火）まで（秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）